

豊橋競輪企業・団体協賛タイトルレースに関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊橋市営競輪における企業・団体協賛タイトルレースに関して必要な事項を定める。

(企業・団体協賛タイトルレースの募集)

第2条 豊橋市長（以下「市長」という。）は、企業・団体協賛タイトルレースの募集を、豊橋競輪企業・団体協賛タイトルレースに関する要領（以下「要領」という。）により行うものとする。

(募集の範囲)

第3条 募集の範囲は、豊橋市（以下「市」という。）が自転車競技法（昭和23年法律第209号。）に基づいて施行する自転車競走で、市が豊橋競輪場において行う競輪（以下「競輪」という。）とし、節を単位として行うものとする。

(申込み)

第4条 協賛タイトルレースの申込みを希望する者は、豊橋競輪協賛タイトルレース申込書（別記様式）を、1か月前までに市長に提出しなければならない。

(タイトル名称)

第5条 企業・団体協賛タイトルレースのタイトル名称は11字以内とする。

2 次の表現は禁止する。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの又は宗教性のあるもの
- (5) 迷信又は非科学的なもの
- (6) 社会問題についての主義主張に当たるもの
- (7) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(審査及び決定)

第6条 市長は第4条の規定による申込みがあったときは本要領に基づき、企業・団体協賛タイトルレースの可否を決定する。

2 市長は、可否を決定したときは、その結果並びにタイトル名称等について、申込者に対し通知するものとする。

(協賛金)

第7条 企業・団体協賛タイトルレースの協賛金は別表1に定める額とし、現金もしくは、金額相当分のファンサービス品にて支払うこととする。

2 企業・団体協賛タイトルレース決定通知書を受けた者(協賛主)は、市長が指定する期日までに協賛金を一括して納付するものとする。

3 市長は協賛主が豊橋競輪ホームページバナー広告への申込みをした場合の他、特別な事由が認められる場合、協賛金を減額できることとする。

(決定の取り消し)

第8条 市長は、協賛主が指定する期日までに協賛金を納付しないときは、協賛主へ催告することなく、企業・団体協賛タイトルレースの決定を取り消すことができる。

(協賛金の返還)

第9条 協賛金の返還はしない。ただし、協賛主の責めに帰さない事由により、企業・団体協賛タイトルレースの競輪が開催できなくなった場合はこの限りではない。

(損害賠償請求)

第10条 協賛主は、市もしくは競輪場の信用を失墜させ損害を発生させた場合は、豊橋市に対し、損害賠償を行わなければならない。

附 則

この要領は、平成25年4月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年11月1日から施行する。

別表1 (第7条関係)

グレード	1節当たりの協賛金
F I	80,000円
F II	40,000円